

千葉県指定難病医療費助成事業及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の 申請に係る番号確認及び本人確認に必要な書類

※代理人が申請する場合は、別途確認書類が必要です

※窓口を持参される場合は原本の提示のみで足ります（写しは不要です）が、**郵送で申請される場合は番号確認及び本人確認の必要書類又はその写しも提出が必要となります。**

番号確認の必要書類	本人確認の必要書類
申請者について、以下のいずれか1つ※1をご提示ください ・ 個人番号カード ・ 通知カード※2 ・ 個人番号が記載された住民票の写し ・ 住民票記載事項証明書 ※1 申請の際に、いずれもお持ちでない場合は、管轄の保健所にご相談ください。 ※2 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。 ※3 個人番号通知書は番号確認書類や身元確認書類としては利用できません。	申請者について、以下のいずれか1つをご提示ください ※更新申請の方は「受給者証」と「申請者の保険証」（いずれも更新申請の必要書類です）をお持ち頂ければ本人確認が可能となります ・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 国勢調査員証や小型船舶操縦免許証等の公的機関が発券・発行した写真が入っている書類で（1）氏名及び（2）生年月日又は住所の記載があるもの（※管轄の保健所にご相談ください） 上記の書類がない場合は、以下の書類のいずれか2つをご提示ください。 ・ 公的医療保険の被保険者証（保険証） ・ 年金手帳 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書 ・ 小児慢性や指定難病等の医療受給者証 ・ 社員証、学生証、氏名住所が記載された預金通帳（ゆうちょ銀行等） ・ 官公署の公印が押印されている書類等で（1）氏名及び（2）生年月日又は住所の記載があるもの（住民票等）（※管轄の保健所にご相談ください）

番号確認の必要書類に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を用いた場合は、その住民票等は本人確認の必要書類としては利用できません。